

周南市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

周南市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成21年周南市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市職員の自己啓発等休業に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法<u>第104条第4項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置くもの(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法<u>第104条第7項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置くもの(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>